

ISSUE BRIEF

音楽レコード還流防止措置について

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 451 (May.27.2004)

- I 「音楽レコード還流防止措置」とは
- II 音楽レコード還流防止措置の法的性質
- III 議論の経過
- IV 平成 16 年改正法案の関係規定の解説

文教科学技術課

みなみ りょういち
(南 亮一)

調査と情報

第 4 5 1 号

頒布権とは、著作物の複製物（例えば書籍、音楽CD、ビデオグラムなど）の所有者が、販売その他の方法により当該複製物の所有権の移転を、著作権者等に無断で行うことを禁止することができる権利³であり、所有権者の有する所有物を処分する権利（民法（明治29年法律第89号）第206条）を制約する重大な権利である。

このように頒布権は著作物の複製物の流通をコントロールする権利であることから、取引の安全を確保するため、「権利の消尽(exhaustion)」又は「ファースト・セール・ドクトリン(first sale doctrine)」と呼ばれる法原則により、著作物の複製物の所有権の移転がいったん適法になされた時点以後は、頒布権が消尽することとしている。

3 消尽原則の3つのパターン

この消尽原則は、適用範囲の違いにより、国内消尽、域内消尽及び国際消尽の3つに分けられる。国内消尽とは、国内において所有権の移転が行われたときに限って権利が消尽するというものであり、アメリカ合衆国、ロシア連邦などで採用されている。域内消尽とは、世界の中の特定の地域内において所有権の移転が行われたときに限って権利が消尽するというものであり、欧州連合(EU)・欧州経済領域(EEA)諸国において採用されている。国際消尽とは、世界中どの地域であっても、所有権の移転が行われさえすれば権利が消尽するというものであり、「正規版」の輸入規制の制度を設けていないオーストラリア、ニュージーランド等において採用されている。

4 「正規版」の輸入と頒布権の消尽との関係

「正規版」の輸入を頒布権によって規制するためには、消尽原則の3つのパターンのうち、国内消尽又は域内消尽のいずれかを採用するしかない。もっとも、域内消尽を採用する場合には、特定の地域内においては並行輸入が自由となるため、並行輸入の禁止の効力がそれだけ弱くなる。現に、域内消尽を採用するEU・EEA諸国では、加盟国内での並行輸入を禁止できないため、例えば物価の安いギリシャやポルトガルで発行された音楽CDをイギリスやフランスに輸入することは禁止できない⁴。このため、2004（平成16）年1月14日に公表された「文化審議会著作権分科会報告書」（以下「平成16年報告書」という。）が、「還流を防止することが可能な国」として掲げている65カ国の中にEU・EEA諸国18カ国を含めていることについて、妥当性を疑う見解も出されている⁵。仮にこの18カ国を除外すると、欧米主要国のうち平成16年報告書が還流防止措置を導入しているとする国は、アメリカ合衆国⁶及びカナダ⁷の2カ国のみとなる⁸。

布権」にこの「輸入権」を含めて解説する。

³ なお、複製物の貸与やネットワークでの送信についても頒布権の対象としている国もある。

⁴ 岡本薫『著作権の考え方』（岩波新書（新赤版）869）岩波書店、2003、p.143.

⁵ 本間忠良「ネット音楽とアナログ・キャピタリズム」<<http://www013.upp.so-net.ne.jp/tadhomma/AnarchoMusic.htm>>（last access 2004.5.12）の「6.2. CD輸入権—情報鎖国への道」

⁶ アメリカ合衆国著作権法((Title 17 of the United States Code)第602条aにおいて「輸入権」を著作権者に付与している。

⁷ カナダ著作権法(Copyright Act - R.S., 1985, c. C-42)には、書籍の並行輸入に関する規定（第28条）は確認できたが、レコードの並行輸入を差し止めるための規定については確認できなかった。

⁸ 分科会報告書には、その他の国として、東欧諸国13カ国、ロシア連邦を含む独立国家共同体8カ国、アジア・太平洋地域8カ国（アラブ首長国連邦、インド、サモア、台湾、パプアニューギニア、ブータ

5 国際著作権秩序における頒布権と消尽との関係

頒布権の性質をめぐる論議は、知的財産権に関する国際機関である世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organization. 以下「WIPO」という。）における新条約⁹の採択の過程においても行われた¹⁰。新条約の草案として、輸入権及び国内消尽の頒布権を規定する草案と、国際消尽の頒布権のみを規定する草案の2案が提案されたためである。前者はアメリカ合衆国により提案されたものであるが、非関税障壁となるとの理由により反対する国が多く¹¹、結局、頒布権は定められたものの、消尽については各国の立法に委ねるといった内容となった。このことをもって、国際著作権秩序においては国際消尽の頒布権が確立したと評価されている¹²。

6 現行著作権法における「頒布」に係る権利と消尽との関係

現行著作権法は、「頒布」に係る権利として、「頒布権」（第26条）及び「譲渡権」（第26条の3、第95条の2及び第97条の2）の2つを規定している。頒布権は映画の著作物を、譲渡権はそれ以外の著作物を、それぞれ対象としているため、レコードの頒布については譲渡権の対象となる。

この譲渡権は、著作権に関する世界知的所有権機関条約（平成14年条約第1号。以下「WCT」という。）及び実演及びレコードに関する世界知的所有権条約（平成14年条約第8号。以下「WPPT」という。）において頒布権が定められたことを受けて2000（平成12）年の著作権法の一部改正により新設された権利であり、国際消尽を採用している（第26条の3第2項）。このため、現行の著作権法では、著作権者等がこの頒布権によりレコードの輸入を規制することができない。

III 議論の経過

1 1998（平成10）年以前の議論

音楽レコード還流防止措置の導入は、以前からレコード業界を中心として要望されていたものであり、文化庁の審議会においても議論の対象とされていたが、法改正が

ン、香港、ヨルダン）、アフリカ7カ国（ケニア、ザンビア、スーダン、ブルキナファソ、ボツワナ、南アフリカ、モロッコ）、ラテンアメリカ9カ国（エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、パラグアイ、ベネズエラ、ベリーズ、ホンジュラス）が挙げられている。これらの国では自国の音楽産業が盛んであるとはいえないことから、そもそも日本のような問題が生じないものと考えられるため、これらの国を数える意味はほとんどないものと思われる。

⁹ 著作権に関する世界知的所有権機関条約（平成14年条約第1号）及び実演及びレコードに関する世界知的所有権条約（平成14年条約第8号）のことである。

¹⁰ 岡本薫「講演録 著作権保護の国際的動向について（抄）」（『コピライト』421号、1996.4、pp.4-28.）文化庁国際著作権課「WIPO新条約について」（『コピライト』430号、1997.1、pp.2-24.）岡本薫「講演録 著作権保護の国際的動向について（抄）」（『コピライト』433号、1997.4、pp.2-21.）

¹¹ 日本、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、北欧諸国、発展途上国の多くが反対した。岡本「講演録 著作権保護の国際的動向について（抄）」（『コピライト』421号、1996.4、pp.4-28.）のp.8及び岡本 前掲注4

¹² 同上及び斉藤博『著作権法 第2版』有斐閣、2004、p.175.

適当との提言が出されるには至らなかった。例えば、1995（平成7）年2月に公表された「著作権審議会マルチメディア小委員会ワーキング・グループ検討経過報告」には「レコード等の並行輸入が著作者等の経済的利益に与える影響にかんがみ、輸入権を与えるべきであるとの意見」が紹介されているが、「輸入権を導入することの当否については意見が分かれている」とされるに止まっている。

2 1999（平成11）年著作権法一部改正の際の議論

116において触れたとおり、WCT及びWPPTにおいて「頒布権」が新たな権利として規定されたことに伴い、日本の著作権法にこの権利に相当する権利を新設する必要が生じた¹³。当時の日本の著作権法では、映画の著作物に限ってこの「頒布権」を認めていた¹⁴が、著作物一般には認めていなかったため¹⁵、新たに「譲渡権」という権利を映画以外の著作物を対象に設けることとした。この際、消尽については、国際取引においても円滑な流通及び取引の安全を確保する必要性があるという理由により、国際消尽を採用することが適当とされた。なお、輸入権の導入の可否については、「他の知的所有権制度とのバランスや諸外国の動向を踏まえ、さらに検討していく課題である」とされた。

3 「平成16年報告書」公表までの議論

以上のとおり、これまで日本は、国際取引における円滑な流通及び取引の安全を確保する必要性から、輸入権を設けることについては、一貫して反対の立場を取り続けていた¹⁶。これは、譲渡権を新設する際に国際消尽を採用したことにも現れている。ところが、コンテンツ産業振興の観点から、この立場が見直されることになる。以下ではこの流れについて説明する。

(1) 経済産業省コンテンツ産業国際戦略研究会での検討

経済産業省では、コンテンツ産業の国際的展開を図るため、2003（平成15）年4月、商務情報政策局長の私的諮問機関として「コンテンツ産業国際戦略研究会」を設置し、第1回会議を4月24日に開催した。その会議の席上、委員である依田巽日本レコード協会会長が、「（韓国における第4次日本文化）開放が行われてもすぐにライセンスできない状態である。つまり全く同じレコードが日本に逆輸入されるという問題点がある」との理由から、レコード輸入権（あるいは、それに相当する制度）の創設を要望

¹³ この法改正を提言した「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」（平成10年12月。以下「平成10年報告書」という。）によれば、条約への対応の必要性のほか、国際的ハーモナイゼーションの観点及び著作者等の保護の充実の観点が理由として掲げられている。

¹⁴ 映画の著作物に認められている頒布権は、貸与に関しても適用されること、権利が消尽しないことの2点において、WCT及びWPPTで規定された「頒布権」とは性質を異にする。なお、については、消尽を認めた裁判例（最高裁第一小法廷平成14年4月25日判決。民事判例集56巻4号808頁）もある。

¹⁵ 平成10年報告書によれば、その理由として、複製物の円滑な流通を妨げる可能性があること、複製許諾契約の際にコントロールが可能なこと及び違法複製物の流通規制は「みなし侵害」規定により対応可能であることの3つを掲げる。

¹⁶ 吉川晃「知的財産戦略に基づく最近の動向について」（『コピーライト』515号、2004.3、pp.2-19.）のp.9.にも言及がある。

した¹⁷。第2回会議（平成16年5月26日）においてレコード輸入権についても議論があり、知的財産権法学者である相澤英孝委員から「輸入権は前向きに考えた方が良くと思う」という発言が出るなど、輸入権創設に賛成する流れで議事が進められた¹⁸。この結果、同研究会が2003（平成15）年7月に取りまとめた「コンテンツ産業国際戦略研究会中間まとめ」において、政府の報告書として初めて輸入権の導入を肯定する立場からの提言が公表された¹⁹。

（2）知的財産戦略本部における取扱い

これと並行して、知的財産戦略本部における動きがある。2003（平成15）年4月から、同本部は、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の策定のために意見を募集したが、これに対し、同本部の角川歴彦本部員及び日本レコード協会がレコード輸入権の創設を要望した²⁰。同年7月8日に公表された同計画に、「関係者間の協議を得て、消費者利益等の観点を含めて総合的に検討を行い、2004年度以降必要に応じ著作権法の改正案を国会に提出する」と記載され²¹、ここに、レコード輸入権の創設が、政府の知的財産戦略の一つに位置づけられることとなった。

（3）文化審議会著作権分科会における検討

文化審議会著作権分科会（以下「著作権分科会」という。）では、法改正を要望する団体等と法改正に反対する団体等との合意形成がなされた事項のみを検討事項として取り上げることとしており²²、音楽レコード還流防止措置（レコード輸入権）の導入については、導入を要望する日本レコード協会に対し、日本経済団体連合会（導入に反対の立場をとる。以下「日本経団連」という。）及び著作者団体（輸入権の範囲についての協議先）との合意形成が求められた²³。日本経団連は、自由貿易推進の立場から、一貫して反対の立場をとっていたため、著作権分科会における検討事項とはなら

¹⁷ 経済産業省ウェブサイト内にある同研究会の第1回議事録<http://www.meti.go.jp/policy/media_contents/downloadfiles/dai2kaikokusaisenshenryakuken/siryoy2.pdf>（last access 2004.5.13）のp.4.

¹⁸ 同研究会の第2回議事録<http://www.meti.go.jp/policy/media_contents/downloadfiles/dai3kai/siryoy2.pdf>（last access 2004.5.13）のp.4以降にレコード輸入権に関する議論が掲載されている。

¹⁹ 「2.問題意識と提言～ジャパンプランドの確立を目指したコンテンツの国際展開～」の中の「(1)国際展開に向けた提言」という項目に、「国際展開を困難にしている制度的要因の解消を図る」という項目(p.24)があり、そこで「欧米においては、権利者が特許権や著作権に関し、並行輸入を禁止する権利（いわゆる輸入権）が整備されているが、我が国においても「国際競争のツール」として同様の権利（または低物価地域から国内市場への商品還流を制御する同等機能を持つ制度）の創設を早急に検討する必要がある」[下線の追加は筆者による]と提言している。

²⁰ 同本部の第3回会議（2003（平成15）年5月21日開催）配布資料3「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画について提出された意見のまとめ（参考資料）」<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/dai3/03siryoy3.pdf>>（last access 2004.5.13）p.38.

²¹ 「第4章 コンテンツビジネスの飛躍的拡大」の「2.「知的創造サイクル」を意識したコンテンツの保護を行う」の「(1)権利者へ利益が還元されるための基盤を整備する」の中の「権利の付与等により保護を強化する」という項目の中の「E)レコード輸入権」という項目(p.55)にこの記述がある。なお、同本部の会議録を確認する限りでは、この要望についての議論が行われた形跡はない。

²² 岡本薫「新しい時代における著作権の課題（抄）-著作権課としての見解・施策・問題提起-」（『コピーライト』491号、2002.3、pp.2-23.）

²³ 同上。協議先として消費者団体等が含まれなかった理由については不明であるが、法制小委において議論していること、また、消費者団体の委員からヒアリングを完了したということから、この点については問題がないものと文化庁側は認識していた。法制小委（第7回）議事要旨(2003.11.28) <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03121002.htm>（last access 2004.5.14）における事務局の補足説明を参照のこと。

なかった。ところが、(1)及び(2)の動きを受け、日本経団連と日本レコード協会が2003(平成15)年7月から協議²⁴を続けた結果、同年11月12日、「還流問題がレコード産業に与える影響の大きさに鑑み、還流問題解決のために、輸入を制限する最小限度の著作権法上の措置(以下、便宜的に輸入権と呼ぶ)を講ずることはやむを得ない」²⁵と日本経団連が回答し、両者の合意が成立した。

こうして著作権分科会での検討を行う環境が整ったことを受け、同月14日に開催された、著作権分科会の下部組織である法制問題小委員会(以下「法制小委」という。)の第6回会議においてようやく検討が開始された。この法制小委には消費者団体代表の委員が1人もいない²⁶ため、著作権分科会委員である消費者団体代表がこの会議に同席し、再販制度との併存により消費者に価格選択権がなくなること、「内外無差別原則」からいわゆる「洋盤」も対象となってしまうことなどの問題点を指摘した²⁷。これらの問題点は、参議院の審議においても論点となり²⁸、また、現在音楽ファン等から懸念が表明されている²⁹ものである。また、同年12月3日の第8回の法制小委では、再販制度との関係、洋盤の輸入に及ぼす影響、一般の著作物への範囲拡大の懸念等から法改正に反対する旨の意見書³⁰を公正取引委員会が提出している。

法制小委での議論は、単純に賛成か反対かという形でしか行われず、その結果、法制小委全体としての意見がまとまらなかった。このため、法制小委は、「平成16年報告書」の案文に対する意見を募集して案をまとめることとなり、同月10日から同月24日までの2週間、意見募集³¹がなされた。この期間に寄せられた意見は、賛否の数が2004(平成16)年1月14日の著作権分科会(第8回)において報告されたが、寄せられた意見に盛り込まれた問題点が議論されることはなかった³²。

²⁴ 自由民主党著作権に関するワーキングチームへの論点提示が契機となった。日本経団連「音楽CD等の還流問題に関する考え方」(2003.11.14付け)<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03121001/008.htm>(last access 2004.5.14)

²⁵ 同上。なお、同資料において日本経団連は、権利の対象が音楽CDとそれに類する商品に限定されること、権利の内容がみなし侵害となること、いわゆる「洋盤」や個人の輸入に影響が及ばないこと、権利の期間を一定期間とすることを求めている。

²⁶ 小熊竹彦「レコード輸入権 産業保護より消費者重視で」『朝日新聞』2004.1.24。なお、審議当時の法制小委の委員構成は、平成16年報告書の78ページにおいて確認できる。また、注24を参照のこと。

²⁷ 法制小委(第6回)議事要旨(2003.11.14)<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03121001.htm>(last access 2004.5.14)における小熊竹彦氏の発言による。なお、これらの問題点は、日本弁護士連合会が知的財産戦略本部に提出した意見書<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03121001/009/003.htm>(last access 2004.5.14)においても指摘されている。なお、注25でも書いたとおり、いわゆる「洋盤」を対象から外すことは、日本経団連も要望している。

²⁸ 2004年4月15日及び同月20日に行われた第159回国会参議院文教科学委員会における還流防止措置関連の質疑の大半は、いわゆる「洋盤」の輸入禁止問題であった。

²⁹ 「CD逆輸入規制「洋盤も対象に？」評論家ら、法改正案に抗議」『日本経済新聞』2004.5.14

³⁰ 「レコード輸入権創設に係る公正取引委員会の考え方」(2003.12.3付け)<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/013/03121003/002.htm>(last access 2004.5.14)。なお、同委員会はその後、法案において、還流防止措置を講ずる期間を限定し、また、行使できる場合を「不当に侵害される場合」に限定したこと、音楽CD再販期間を更に短縮すること、国内価格の引き下げを表明したこと、還流防止措置の一定期間後の見直しへの同意がなされたことを総合的に勘案し、制度自体の導入を認めることとなった。2004(平成16)年4月20日に開かれた第159回国会参議院文教科学委員会(第12回。以下「第12回委員会」という。)における山木公正取引委員会取引部長の答弁を参照のこと。

³¹ 佐野真一「だれが「本」を殺すのか 検死篇」(『プレジデント』42巻7号, 2004.4.12, pp.190-195.)には、この意見募集にあたり、文化庁が業界団体に対して賛成票集めを要請したとの記述が見られる。

³² 同会議資料「文化審議会著作権分科会報告書(案)」に関する意見募集の結果」(資料4-2)<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/04011501/009.htm>(last access 2004.4.14)には、賛成・反対の数しか記載されていない。なお、著作権分科会(第12回)議事要旨<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/04011501/009.htm>(last access 2004.4.14)には、賛成・反対の数しか記載されていない。なお、著作権分科会(第12回)議事要旨<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/04011501/009.htm>(last access 2004.4.14)には、

(4) 「平成 16 年報告書」公表以後の動き

以上のとおり、音楽レコードの還流防止措置については賛否が分かれたため、「平成 16 年報告書」においては、「...様々な意見は見られたが、日本の音楽レコードの還流防止のため、何らかの措置が必要であるという意見が多数であった。他方、具体的な方法論については、欧米諸国等の音楽レコードに対する影響や他の著作物等への対象の拡大を懸念するなど慎重な意見も出されており、これらの慎重意見を踏まえた検討が必要である」と記述されていた³³ため、この措置を平成 16 年改正法案に盛り込むかどうかは不明確であった。しかしながら、その後、自由民主党経済産業部会知的財産政策小委員会著作権に関するワーキングチームの提言（1 月 20 日）³⁴、音楽議員連盟の特別決議³⁵、民主党知的財産制度改革議員連盟の決議（2 月 26 日）³⁶といった動きもあり³⁷、結局この事項についても盛り込まれる形で法案が作成され、閣議決定³⁸を経て、同年 3 月 7 日、国会に提出された。この法案が提出されるまでは、この法案は、再販制度と還流防止措置との関係をめぐって主として消費者団体とレコード産業・著作権者団体対立している、という図式で説明されることが多かった³⁹。しかし、同月 30 日付けの政府答弁書⁴⁰において、音楽レコードの還流防止措置の対象に「洋盤」が含まれる旨の答弁を政府が行ったことから、「洋盤」の輸入が規制されることへの懸念が各所において表明されることとなった⁴¹。この懸念については、参議院文教科学委員会での審議においても委員から繰り返し表明された⁴²。その結果、「洋盤」に還流防止

jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/010/04011501.htm>(last access 2004.5.14)を参照のこと。

³³ この報告書の「おわりに」の中で「このように、5つの小委員会における検討の結果、書籍・雑誌の貸与に係る暫定措置の廃止等に関しては、速やかに著作権法を改正することが適当であるとの結論を得たところである」と記述されているため、この措置についての法改正を報告書で結論づけているとも読めるが、吉川前掲注 16, p.10.において「ここに書いてあることは、逆にコンセンサスが得られなかったということです」との発言があり、事務局としてはこの「等」には含められなかったという認識であったと思われる。なお、この「等」の示す範囲については、この日の会議においても議論となったが、結局その意味することが明確化されずに終わった。著作権分科会（第 12 回）議事要旨を参照のこと。

³⁴ 「知的財産立国」に向けた著作権戦略「5つの提言」(平成 16 年 1 月 20 日)<<http://www.jimin.jp/jimin/saishin04/pdf/seisaku-001.pdf>>(last access 2004.5.14)

³⁵ 「音楽議員連盟第 29 回臨時総会開催」(『The Record』2004.2,p.10.)

³⁶ 「川ばた達夫公式ウェブサイト」<<http://www.kawa-bata.net/topics/news040226.html>>(last access 2004.5.14)

³⁷ このようなことから、この措置の導入が「政治的判断」によるものとする見解がある。「今週の「異議あり！」知的財産制度改革 強化しすぎは独占生む 東京大学教授 中山信弘さん」『毎日新聞』2004.2.5,夕刊。

³⁸ 「我らエンタメ族議員 知的財産で国を富ます プロデュース JAPAN 5」『日経産業新聞』2004.1.9 では、法案に反対の立場をとる公正取引委員会に対し、自由民主党の「エンタメ族議員」による働きかけがあったことを紹介している。

³⁹ 例えば、「逆輸入 CD 禁止へ 著作権法 業界要望で改正案 「消費者利益損なう」反対も」『毎日新聞』2004.2.23、「逆輸入 CD 日本の音楽産業に打撃」『読売新聞』2004.3.16,夕刊など。

⁴⁰ 「衆議院議員川内博史君外一名提出今国会提出の著作権法の一部を改正する法律案に於ける「商業用レコード」の定義と法律の適用範囲に関する質問に対する答弁書」(平成 16 年 3 月 30 日内閣衆質 159 第 33 号)

⁴¹ 謎工の Weblog 「The Trembling of the leaf」<<http://blog.melma.com/00089025/>>(last access 2004.5.14)をはじめとして、ネット上の Weblog において取り上げられることが多いが、数少ない新聞記事として、「「逆輸入 CD 禁止」洋楽海外盤も消える？」『読売新聞』2004.3.23,夕刊、山形浩生「へんじやないか輸入権 読み解く世相」『朝日新聞』2004.4.10 がある。なお、注 28 を参照のこと。また、洋盤への波及については、消費者団体、日本弁護士連合会及び日本経団連からも既に懸念が表明されていた。

⁴² この懸念に対し、還流防止措置を求める日本レコード協会の依田会長は、2004(平成 16)年 4 月 15 日に

措置が適用されること等により消費者利益が著しく侵害される事態が発生した場合における防止措置の再検討が附帯決議事項に入れられた⁴³上で、この法案は、参議院において全会一致で可決された。その後、同年5月11日に音楽関係者約500人により「輸入CD規制に反対する」との声明⁴⁴が出されるなど、「洋盤」への適用についての懸念が残っている中、この法案は引き続き衆議院において審議が行われている。

IV 平成16年改正法案の関係規定の解説

平成16年改正法案における音楽レコードの還流防止措置に関する主な規定は、第113条第5項の追加及び附則第2条及び第3条による経過措置の2つである。以下ではこの2つの規定の条文の解説を行う。

1 著作権法第113条第5項の追加

第113条第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 国内において頒布することを目的とする商業用レコード(以下この項において「国内頒布目的商業用レコード」という。)を自ら発行し、又は他の者に発行させている著作権者又は著作隣接権者が、当該国内頒布目的商業用レコードと同一の商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの(以下この項において「国外頒布目的商業用レコード」という。)を国外において自ら発行し、又は他の者に発行させている場合において、情を知つて⁽²⁾⁻¹、当該国外頒布目的商業用レコード⁽¹⁾⁻¹を国内において頒布する目的をもつて輸入する行為⁽²⁾⁻²又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為⁽²⁾⁻³は、当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合に限り⁽³⁾、それらの著作権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす⁽⁴⁾。ただし、国内において最初に発行された日から起算して7年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過⁽¹⁾⁻²した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコードを輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為については、この限りでない。

開かれた第159回国会参議院文教科学委員会(第11回)の参考人質疑において「ライセンサーであるファイブメジャー各社にも欧米諸国で製造されたいわゆる洋楽レコードの直輸入を還流防止措置によって禁止する考えのない旨を日本から本国に確認をしておるところでございます」との発言を行っている。また、政府側も、第12回委員会において、「権利行使をするということをアメリカのファイブメジャーの方は考えておられないわけでございますし、客観的にその要件に該当するかということ...考えてみましても、これは輸入レコードに対しましては適用は考えられない」と答弁している。ただ、これらの答弁については、平成16年報告書案への意見募集への全米レコード協会の意見書(民主党ホームエンタテインメント議員連盟のウェブサイト<<http://www.satokenichiro.com/cd.htm>>(last access 2004.5.19)にて閲覧可能)の内容や、不行使の担保となる書面が「ファイブメジャー」から提示されていないこと等から、疑問視する声がある。注29及び「私たち音楽関係者は、著作権法改定による輸入CD規制に反対します」<<http://www.copyrights.livedoor.biz>>(last access 2004.5.18)

⁴³ 第12回委員会における「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」の決議事項1

⁴⁴ 「私たち音楽関係者は、著作権法改定による輸入CD規制に反対します」(2004.5.11付け)<<http://copyrights.livedoor.biz>>(last access 2004.5.14)。賛同者には、音楽家の坂本龍一等が名を連ねている。なお、注31を参照。

[注：下線等の追加は筆者による。また、「(1)-1」の数字は、以下の説明に対応するものである。]

(1) 対象となるレコード

対象となるレコードは、「国外頒布目的商業用レコード」である。すなわち、「国内において頒布することを目的とする商業用レコード」「と同一の」「商業用レコードであつて、専ら国外において頒布することを目的とするもの」である。ただし、「国内において最初に発行された日から起算して7年を超えない範囲内において政令で定める期間を経過した国内頒布目的商業用レコードと同一の国外頒布目的商業用レコード」は、除外される⁴⁵。

なお、この「商業用レコード」には、いわゆる「洋盤」が含まれる⁴⁶ため、前述のとおり、洋盤の輸入規制が行われるのではないかと、との懸念が出されている。また、「同一の商業用レコード」かどうかは、収録された楽曲が同一か否かにより判断し、コピーガードの有無、ジャケットの図柄の差異については考慮されない旨、法案作成担当者から説明されている⁴⁷。

(2) 禁止される行為

禁止される行為は、「情を知つて、当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布する目的をもつて輸入する行為又は当該国外頒布目的商業用レコードを国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為」である。以下では、それぞれの要件について説明する。

(i) 「情を知つて」

国内での販売を禁止されている輸入レコードであることを輸入等の段階で知つて、ということである。このことを権利者が立証するための要件として、レコードに販売禁止の表示が要求されるため、対象となるレコードに「日本販売禁止」の旨の表示を施すことが実質的な要件となる⁴⁸。

⁴⁵ 第12回委員会において、政府側は、「この還流防止措置によって権利者の利益の保護の状況がどのように影響を受けるか、また消費者に与える影響はどうかということを経済的に勘案して」この期間を定める、と答弁している。なお、注39に掲げた新聞記事では、この期間が5年程度となる見通しを掲げている。

⁴⁶ 注40の政府答弁書には、「商業用レコードの国外生産者が、自ら権利者としてその日本現地法人に日本盤を発行させている場合において、当該日本盤と同一の洋盤を日本国内への輸入を禁止する旨を表示して、国外において発行している場合には、前記の要件を満たすこととなる。また、当該国外生産者が、権利者の許諾を受けて、その日本現地法人に日本盤を発行させている場合において、当該日本盤と同一の洋盤を当該権利者の意向を受けて、日本国内への輸入を禁止する旨を表示して、国外において発行している場合においても前記の要件を満たすこととなる」と記載されている。また、吉川 前掲注16,p.10では、「日本にアメリカなどから直輸入されて入ってくるCDについては、現状に大きな変更が生じることなく、アジア諸国でライセンス生産されるCDは、日本の権利者だけではなく、アメリカの権利者もコントロールしようと思えばできるというような姿が現実的には望ましいと考えています」「近い将来のことを見通して、日米問題にならないように、過不足なく最低限の還流防止措置を入れておくというのが、今回の適切な回答なのではないかと思っています。これも国益の一部でしょう」と、権利行使できる主体を日本の権利者に限定しない趣旨を述べている。

⁴⁷ 注40の政府答弁書及び渡邊宏「連載第2回：輸入音楽CDは買えなくなるのか？「副作用」は覚悟していた - 文化庁に聞く著作権法改正の舞台裏」(<http://www.itmedia.co.jp/lifestyle/articles/0405/13/news022.html>)(last access 2004.5.18)における森下文化庁長官官房著作権課法規係長の発言

⁴⁸ 第12回委員会における素川文化庁次長の答弁による。なお、表示そのものを要件として明文化しなかったのは「表示がどこか...の段階ではがされるとか、また途中の段階で権利者以外の者がその表示、シ

(ii) 「国内において頒布する目的をもつて輸入する行為」

この規定によりみなし侵害の対象となる輸入行為は、「国内において頒布する目的」での輸入に限定される。したがって、特定少数への譲渡を対象とするような「個人輸入」の場合には、この要件に当てはまらず、従来どおり自由に行うことができる⁴⁹。

(iii) 「国内において頒布し、若しくは国内において頒布する目的をもつて所持する行為」

この箇所の解釈については、「輸入時点において還流行為を侵害とみなす行為とならなかったというものが、国内に入って頒布する段階になってそれを具備するようになるということは、要件としては考えていない」との見解が示されている⁵⁰。

(3) 適用の要件

「音楽レコード還流防止措置」が適用されるのは、「当該国外頒布目的商業用レコードが国内で頒布されることにより当該国内頒布目的商業用レコードの発行により当該著作権者又は著作隣接権者の得ることが見込まれる利益が不当に害されることとなる場合」に限定される。なお、ここにいう「不当に害されることとなる場合」の判断は、権利者が得るライセンス料及び販売価格差を勘案して行われる⁵¹。

2 附則第2条及び第3条による経過措置

(1) 附則第2条について

(商業用レコードの輸入等についての経過措置)

第2条 改正後の著作権法第113条第5項の規定は、この法律の施行前に輸入され、この法律の施行の際現に頒布の目的をもって所持されている同項に規定する国外頒布目的商業用レコードについては、適用しない。

附則第2条は、平成17年1月1日以前に輸入され、同日現在在庫となっている「日本販売禁止レコード」を、還流防止措置の対象から除外するという規定である。

(2) 附則第3条について

第3条 改正後の著作権法第113条第5項に規定する国内頒布目的商業用レコードであってこの法律の施行の際現に発行されているものに対する同項の規定の適用については、同項ただし書中「国内において最初に発行された日」とあるのは「当該国内頒布目的商業用レコードが著作権法の一部を改正する法律(平成16年法律第号)の施行の際現に発行されているものである場合において、当該施行の日」と、「経過した」とあるのは「経過した後、当該」とする。

附則第3条は、この法律の施行日である平成17年1月1日現在で発行済みのものの禁止期間の起算点を定める規定である。

施行日以前に発行された商業用レコードについては平成17年1月1日を起算点とすることとしている。

ールを付けたりとする場合も考えられる」ので法的安定性に欠けるためである、と説明されている。

⁴⁹ 同上。

⁵⁰ したがって、輸入時点で見過ごされたものが頒布時点において違法とされることもあり得る。同上。

⁵¹ 注48の素川答弁による。政府側は、このことをもって、洋盤CDが対象外となる根拠としている。